

港湾倉庫について

法の適用の対象となる倉庫荷役とは、適用港湾において行う次の行為をいいます。

事業	行為の内容
<p>港湾倉庫 荷 役</p>	<p>≪ 倉庫海側荷役 ≫</p> <p>① 船舶・はしけ・いかだに組んで運送された貨物の港湾倉庫への搬入 * 「港湾倉庫」については、5 ページを参照してください。 * 単に港湾倉庫に運び入れる作業だけでなく、港湾倉庫に「はいつける」作業まで含まれます。</p> <p>② 貨物の港湾倉庫における荷さばき * 「荷さばき」とは、はい替え、仕訳（特殊仕訳を除く）、看買及び庫移しの作業を指します。 * 港湾倉庫以外の倉庫に係る寄託契約による貨物についての「はしけ」への積込み又は「はしけ」からの取卸し（いわゆる水切り作業）については、当該倉庫に係る倉庫荷役として取り扱います。</p> <p>③ 船舶・はしけ・いかだに組んで運送されるべき貨物の港湾倉庫からの搬出 * 単に港湾倉庫から運び出す作業だけでなく、港湾倉庫で「はいくずす」作業まで含まれます。</p> <p>≪ 倉庫山側荷役 ≫</p> <p>① 車両等により運送された貨物の港湾倉庫・上屋・荷さばき場への搬入 * 単に港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場に運び入れる作業だけでなく、「はいつける」作業まで含まれます。</p> <p>② 車両等により運送されるべき貨物の港湾倉庫・上屋・荷さばき場からの搬出 * 単に港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場から運び出す作業だけでなく、「はいくずす」作業まで含まれます。 * 冷蔵倉庫に係る倉庫山側荷役については、倉庫海側荷役と同様です。 * 「車両等」とは、道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両若しくは鉄道（軌道を含む）をいいます。</p>
<p>冷蔵倉庫 における 作業の適 用除外</p>	<p>冷蔵倉庫については、冷蔵倉庫に附属する荷さばき場（冷蔵倉庫のプラットホーム等冷蔵室における作業に従事する労働者がその作業の一環として従事する場所）と冷蔵室との間における荷役作業及び冷蔵室における荷さばきの作業に限り、法の適用がありません。</p> <p>ただし、水切りをした貨物を荷捌き場に搬入する作業、冷蔵室外における荷さばき等については、法が適用されます。</p>

法の適用の対象となる「港湾倉庫」とは、次の①から③のすべてに該当する倉庫をいいます。

- ① 厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫
- ② 船舶、「はしけ」、「いかだ」に組んで運送される貨物を取り扱う倉庫
- ③ ②の貨物の入出庫量が倉庫全体の入出庫量の10%以上の倉庫

*①の「指定した区域」について、東京港における区域は、「東京港の水域及び指定区域図」及び「港湾指定区域一覧」のとおりです。

*③の「入出庫量の10%」とは、最近1年間における入出庫高の実績により、次の算式により算定した数値が10%以上の倉庫をいいます。

$$\text{算 式} = \frac{\text{海からの入庫量} + \text{海への出庫量}}{\text{総入出庫量}} \times 100$$

*「海からの入庫量+海への出庫量」とは、船舶等に組んで運送された貨物の当該倉庫への搬入及び運送されるべき貨物の当該倉庫からの搬出に係る合計貨物量（トン換算）をいいます。

*東京港以外の港（6大港以外の港を含む）で水揚げされた貨物を、陸送により東京港の指定区域内にある倉庫に**直接**運び入れる場合も海側の貨物として扱います。

*港湾倉庫指定後は山側貨物の入出庫作業も法の適用となります（倉庫山側荷役）。

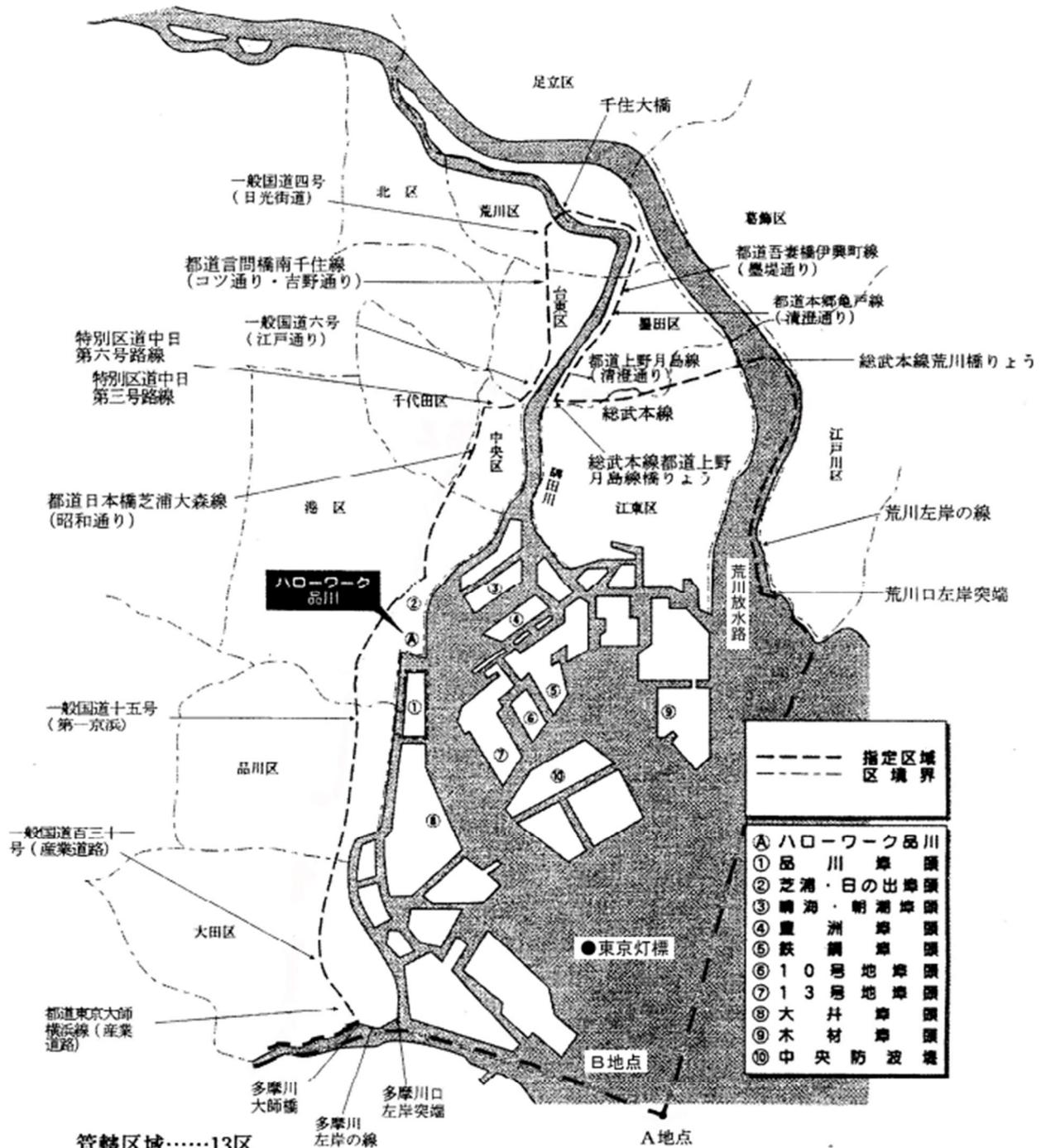
*ハローワークでは、厚生労働省の指示により、東京港の指定区域内の倉庫について、「入出庫量調査」を定期的
に実施しています。ただし、**上記①～③に該当する倉庫は、調査の有無にかかわらず港湾倉庫となります。**

港湾労働指定区域

足立区	江東区 (続き)
千住曙町 3 8 番～4 2 番 千住河原町 1 0 番～4 9 番 千住関屋町 千住橋戸町 4 7 番～9 6 番	清澄 1 丁目～3 丁目 佐賀 1 丁目、2 丁目 猿江 1 丁目、2 丁目 塩浜 1 丁目、2 丁目 潮見 1 丁目、2 丁目 東雲 1 丁目、2 丁目 白河 1 丁目～4 丁目 新大橋 1 丁目～3 丁目 新木場 1 丁目～4 丁目 新砂 1 丁目～3 丁目 住吉 1 丁目、2 丁目 千石 1 丁目～3 丁目 千田 高橋 辰巳 1 丁目～3 丁目 東陽 1 丁目～7 丁目 常盤 1 丁目、2 丁目 富岡 1 丁目、2 丁目 豊洲 1 丁目～6 丁目 東砂 1 丁目～8 丁目 平野 1 丁目～4 丁目 深川 1 丁目、2 丁目 福住 1 丁目、2 丁目 冬木 古石場 1 丁目～3 丁目 牡丹 1 丁目～3 丁目 南砂 1 丁目～7 丁目 三好 1 丁目～4 丁目 毛利 1 丁目、2 丁目 森下 1 丁目～5 丁目 門前仲町 1 丁目、2 丁目 夢の島 1 丁目～3 丁目 若洲 1 丁目～3 丁目
荒川区	
南千住 3 丁目、4 丁目、7 丁目、8 丁目	
江戸川区	
小松川 1 丁目～3 丁目 平井 1 丁目～4 丁目	
大田区	
大森東 1 丁目～5 丁目 大森本町 1 丁目、2 丁目 大森南 1 丁目～5 丁目 京浜島 1 丁目～3 丁目 城南島 1 丁目～7 丁目 昭和島 1 丁目、2 丁目 東海 1 丁目～6 丁目 羽田 1 丁目～6 丁目 羽田旭町 羽田空港 1 丁目～3 丁目 東糀谷 1 丁目～6 丁目 平和島 1 丁目～6 丁目 平和の森公園	
江東区	
青海 1 丁目～4 丁目 有明 1 丁目～4 丁目 石島 海の森 1 丁目～3 丁目 海辺 永代 1 丁目、2 丁目 枝川 1 丁目～3 丁目 越中島 1 丁目～3 丁目 扇島 1 丁目～3 丁目 大島 1 丁目～9 丁目 亀戸 1 丁目、6 丁目、7 丁目、9 丁目 北砂 1 丁目～7 丁目 木場 1 丁目～6 丁目	
	品川区
	勝島 1 丁目～3 丁目 北品川 1 丁目、2 丁目 東大井 1 丁目、2 丁目

品川区 (続き)	中央区 (続き)
東品川1丁目～5丁目 東八潮 南大井1丁目、2丁目 南品川1丁目～3丁目 八潮1丁目～5丁目	銀座2丁目12番～16番 銀座3丁目11番～15番 銀座4丁目11番～14番 銀座5丁目13番～15番 銀座6丁目15番～18番 銀座7丁目14番～18番 銀座8丁目14番～21番
墨田区	新川1丁目、2丁目 新富1丁目、2丁目 築地1丁目～7丁目 月島1丁目～4丁目 佃1丁目～3丁目 豊海町 日本橋1丁目14番～21番 日本橋2丁目12番～16番 日本橋3丁目12番～15番 日本橋蛸殻町1丁目、2丁目 日本橋兜町 日本橋茅場町1丁目～3丁目 日本橋小網町、日本橋中洲 日本橋人形町1丁目、2丁目 日本橋箱崎町 日本橋浜町1丁目～3丁目 日本橋本町1丁目10番 八丁堀1丁目～4丁目 浜離宮庭園 晴海1丁目～5丁目 東日本橋1丁目、2丁目 湊1丁目～3丁目
台東区	港区
浅草7丁目 今戸1丁目、2丁目 雷門2丁目1番、2番、20番 清川1丁目、2丁目 蔵前1丁目、2丁目 駒形2丁目 橋場1丁目、2丁目 花川戸1丁目1番～3番、11番～12番 花川戸2丁目1番、2番、14番、15番 棚橋1丁目、2丁目	海岸1丁目～3丁目 港南1丁目～5丁目 芝1丁目、4丁目8番～18番 芝5丁目33番～37番 芝浦1丁目～4丁目 高輪2丁目19番～21番、 高輪3丁目24番～26号 浜松町1丁目、2丁目 東新橋1丁目、2丁目 三田3丁目11番～14番
中央区	
明石町 入船1丁目～3丁目 勝どき1丁目～6丁目 京橋1丁目15番～19番 京橋2丁目13番～18番 京橋3丁目11番～14番 銀座1丁目1丁目17番～28番	

東京港の水域及び指定区域図 (港湾労働法施行令による)



管轄区域……13区

千代田・中央・港・台東・墨田・江東・品川・大田・北・荒川・足立・葛飾・江戸川

指定区域……10区

中央・港・台東・墨田・江東・品川・大田・荒川・足立・江戸川

※指定区域とは港湾労働法施行令第二条第三号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する区域を指す